

※現行基準を強化する部分のみ記載

番号	基準項目		現行基準			強化基準案			
			第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	①新倉トンネル西側地区	②船津小海線地区		
						現行：第1種許可地域 (国道137号の展望範囲が第2種禁止地域)	現行：第1・2種許可地域		
						既指定である横町バイパス地区の基準と同	既指定である富士河口湖富士線地区の基準と同		
1	共通 基準		色彩	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 			
			照明	点滅 不可	-	点滅 不可	-		
			表示の内容が変化するもの (LED広告等)	不可	不可	1m ² 以下 (用途地域の み)	不可	1m ² 以下・・・片面0.5m ² (現行が第2種許可地域かつ 用途地域で、かつ建築物を利用する場合で、自家用のみ)	
2	建築物を 利用する 広告物	建築物を利用する広告物等 に係る共通基準	広告物と建築物の 壁面に対する割合	敷地内合計 10m ² 以下	1/4 以下	1/3 以下	1/4 以下	現行基準と同様 (1/4以下 or 1/3以下)	
			同一方向から見た場合における 鉛直投影面積の割合	-	3/10 以下	1/2 以下	3/10 以下	現行基準と同様 (3/10以下 or 1/2以下)	
		自家用広告物	屋上に表示され、又は設置 される広告物等	高さ	5m 以下	8m 以下	10m 以下	不可	不可
		自家用広告物以外の広告物等			不可	地域ごとの基準により一部可		不可	不可
3	建植 する広告物	自家用広告物		高さ	10m 以下	12m 以下	15m 以下	5m 以下	
				表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	40m ² 以下	50m ² 以下	・1基1方向につき4m ² 以下 ・敷地内の合計20m ² 以下	
		自家用広告物以外 の広告物等	道標及び案内図	高さ	3m	5m		3m	現行基準と同様 (5m)
				表示面積	1m ²	2m ²		1m ²	現行基準と同様 (2m ²)
				複数箇所に設置する場合	5m ² 以下	10m ² 以下		5m ² 以下	現行基準と同様 (10m ² 以下)
				1つに共同表示	10m ² 以下	16m ² 以下		10m ² 以下	現行基準と同様 (16m ² 以下)
				色彩	・最大面積色の 明度が2以上8 以下 ・最大面積色の 彩度が6以下 (色相がR、YR、Y の場合は、8以下)	・最大面積色の 明度が2以上 8以下 ・最大面積色の 彩度が6以下 (色相がR、YR、Y の場合は、8以下)	-	新基準の共通基準の色彩に、 無彩色である黒(2>明度)白(8<明度)は不可を追加	
道標及び案内図を除く		不可	地域ごとの基準により可		不可	不可			
4	工作物を利用 する広告物	塀又は垣を利用 する広告物	道標及び案内図	1個当たりの面積	1m ² /個	2m ² /個	1m ² /個	現行基準と同様 (2m ² /個)	
			道標及び案内図を除く		1個当たりの面積	不可	2m ² /個	不可	
		その他の工作物を利用する広告物等		高さ	10m 以下	23m 以下	30m 以下	5m以下	
				表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/工作物		4m ² 以下/工作物	
5	広告幕			高さ	上限無し	上限無し	5m以下		
				表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	30m ² 以下/枚		4m ² 以下/枚	
6	アドバルーン			高さ、表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	H50m以下、面積30m ² 以下		不可	
7	のぼり旗			本数	敷地内合計 10m ² 以下	上限無し	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)		

○景観保全型広告規制地区の適用除外強化基準案概要

※現行の基準を強化する部分のみ記載

番号	基準項目	現行基準			強化基準案		
		第2種禁止	第1種許可	第2種許可	①新倉トンネル西側地区		
					②船津小海線地区		
					現行：第1種許可地域 (国道137号の展望範囲が第2種禁止地域)	現行：第1・2種許可地域	
				既指定である横町バイパス地区の基準と同	既指定である富士河口湖富士線地区の基準と同		
1	公益上必要な物件に寄贈者等を表示する広告物	色彩	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 	
2	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ・最大面積色の明度が2以上8以下 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) 	-	新たな許可基準の共通基準に、無彩色である黒(2<明度)白(8<明度)は不可を追加した基準	新たな許可基準の共通基準に、無彩色である黒(2>明度)は不可を追加した基準

3	共通基準	色彩	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 	
		照明	点滅不可	-	-	点滅不可	-
		表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可	不可	不可	不可
4	建築物を利用する広告物等	屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	5m	8m	10m	不可
5	建植する広告物等	高さ	10m	12m	15m	5m	
		1基当たり面積	敷地内合計10m ² 以下			1基1方向につき4m ² 以下	
6	その他の工作物を利用する広告物等	高さ	10m	23m	30m	5m	
		面積	敷地内合計10m ² 以下			4m ² 以下/工作物	
7	簡易な広告物等	広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ	-	-	-	5m
			1枚当たり面積	敷地内合計10m ² 以下			4m ² 以下/枚
		アドバルーン	敷地内合計10m ² 以下			不可	
		のぼり旗	本数	敷地内合計10m ² 以下			道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの	色彩	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 	

※その他参考

次のものは、法第29条、条例第3条(適用上の注意)「国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意」の理念により色彩規定等は適用せず、現行のままとする。

・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期限で表示又は設置するもの

①景観保全型広告規制地区の指定について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(広告物活用地区)

第七条の二 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第4項の基準を緩和することができる。

2 知事は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二十一条第1項の山梨県景観審議会(以下この項、第七条の四第1項及び第四十二条において「景観審議会」という。)の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、知事は、前項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

(略)

(景観保全型広告規制地区)

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第4項の基準を強化することができる。

2 知事は、関係市町村長との協議により、景観保全型広告規制地区の指定の変更(前項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

(告示)

第八条 第六条第1項第一号、第二号、第六号、第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号、第七条第1項第三号、第九号及び第十号、第七条の二第1項及び第五項並びに第七条の三第1項及び第2項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

※第七条第四項の基準は、許可地域における許可基準のこと

②経過措置について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(経過措置)

第十条の二 広告物活用地区の指定が変更された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

2 広告物活用地区の指定が廃止された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該廃止により第七条第四項の基準に適合しないこととなったものについては、なお従前の例による。

3 景観保全型広告規制地区に指定された際現に許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお従前の例による。

(略)

③適用除外基準について

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(適用除外)

第九条 次に掲げる広告物等については、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 二 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
- 三 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- 四 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
- 五 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物

2 次に掲げる広告物等については、第五条(第1項第二号及び第五号を除く。)、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

- 一 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
- 二 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために七日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの

3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第六条及び第七条の規定は、適用しない。

- 一 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
- 二 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの

4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第七条第1項の許可を受けたものについては、第六条の規定は、適用しない。

5 道標又は案内図(目的地に誘導するための広告物等に限る。)については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第六条の規定は、適用しない。

6 第七条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。

7 第1項第三号及び第五号、第2項第二号並びに第3項第一号及び第二号に掲げる広告物等は、第六条第2項で定める禁止地域の区分又は第七条第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。

8 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

(適用除外の広告物等の基準)

第十条 条例第九条第6項(条例第十二条第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第七条第4項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

2 条例第九条第7項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 次号に掲げる区域以外の区域 別表第三
- 二 条例第七条の三第1項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域 当該指定された区域ごとに別に知事が定める。

④地区ごとに統一的な基準にすることについて

※山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(禁止地域)

第六条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域」という。)においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(略)

十二 道路、鉄道、軌道及び索道の用地(以下「道路等の用地」という。)並びに道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

(略)

※山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

第四条 条例第六条第二項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

一 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所

(略)

二 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所 (前号に掲げる地域又は場所を除く。)

(略)

へ 条例第六条第一項第十二号に掲げる地域

(略)

※山梨県屋外広告物条例の規定による禁止地域及び許可地域の指定

一 禁止地域

(一) 条例第六条第一項第二号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(二) 条例第六条第一項第八号の規定により指定する地域は、同号の建造物のある敷地とする。

(三) 条例第六条第一項第十二号の規定により指定する地域は、次のとおりとする。

1～18 略

19 一般国道百三十七号のうち南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺官有無番地先から同町大字河口字御坂山二四九一番の一地先までの区間の用地及びその用地の両側二百メートル以内の地域

(略)